

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月14日認可した。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）天々出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）札場南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）楠木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）段の上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）豆塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）長七又地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井新設事業）札場西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）醍醐坊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）平池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）井関池地区